

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。議長より質問の許可をいただきましたので、一般質問を始めていきたいと思っております。日本共産党の平野邦夫です。

質問に入ります前に、一般質問初日の江原議員への市長の答弁の中で共産主義は全部に合わせなければいかん、あるいは共産主義社会は党の統一見解に合わせんばいかんと、そう答弁されました。質問にかみ合った答弁かどうかは別にしましても、市長の考え方の中には日本共産党や共産主義というものに大きな偏見と誤解がある。私たちの立場、考え方を一言述べておきたいと思っております。

日本共産党の立党の精神というのは、国民の現実の苦難を一つ一つ取り除く護民官としての立場であり、役割があります。（発言する者あり）戦前の日本は軍国主義一色に塗りつぶされて、朝鮮から中国、東南アジアへと、侵略戦争へと突き進んでいきました。そういう暗黒の時代に、侵略戦争に反対、反戦・平和のスローガンを掲げて今から88年前に創立されたわけであります。

今日の憲法では当たり前のことになっておりますけれども、平和主義、恒久平和主義、あるいは主権在民のもとでの基本的な人権、思想信条の自由、政治活動の自由、結社の自由を初め、男女平等、婦人参政権、労働者に対しては8時間労働制の実施、農民の要求に対しては、働く農民にこそ土地を与えよう、こういうスローガンを戦前に掲げて、治安維持法というとんでもない悪法のもとで、そういう国民弾圧法のもとで日本共産党は非合法にさらされ、活動を続けてまいりました。

今脚光を浴びている「蟹工船」、小林多喜二、プロレタリア作家同盟で活動していたわけですが、今、これがブームになっているのは、戦前の過酷な労働、奴隷的な労働、この「蟹工船」に象徴されるようなことが派遣労働、あの派遣村に象徴されるように、みずからの意思に反して職を奪われると、こういう社会的な背景があって、改めて小林多喜二の書いた「蟹工船」がブームになったと。

しかし、治安維持法のもとでは、28歳の若さにして逮捕され、その日のうちに拷問で命を奪われる、そういう一貫して反戦・平和を、あるいは人権擁護の立場を守って奮闘してきているのが日本共産党であります。

1976年に、60年に決まった綱領に自由と民主主義の宣言を発表し……（「これは一般質問やろう」と呼ぶ者あり）

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、質問を。——（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）（続）

市長のリクエストでもありますからね。市長が一般質問で言ってくださいというふうに言われましたので、もうちょっと続けます。

日本では、

〔市長「言うたらんですよ。勝手なこと言わんでください」〕

市長の不規則発言をやめさせてくださいよ。

日本では、資本主義の枠内での民主的な改革、経済の分野ではルールある経済社会をつくることを主張してきております。あなたは、議員をやめてからやれと、こういうことを江原議員に言われましたね。これは、明らかに基本的人権にいう政治活動の自由、思想信条の自由、この基本的人権を踏みにじった発言として看過するわけにはいきません。私たちは二元代表制のもとで市民から選ばれて活動しているわけであります。具体的な市民の要求、正当な要求から出発をして、その実現のために奮闘するのが我々であります。

最後に、政治体制の問題についても一言言っておきます。

さまざまな思想信条の自由、反対政党を含む政治活動の自由は、これは将来にわたって厳格に保障される憲法の精神であります。民主主義と自由の成果を初め、資本主義時代の価値ある成果のすべてが受け継がれる。それをさらに一層発展させられる。真に平等で自由な人間関係から成る共同社会、これを目指すことを自由と民主主義の宣言では高らかに行いました。

崩壊した旧ソ連のように人間抑圧型の社会、この日本では絶対に再現させないというのが我々の立場であります。人間抑圧の世界、言論には言論で民主主義を発展させていく、これは体制のいかんを問わず求められるところであります。そういうことから、我々の活動の出発点というのは、市民の要求、具体的事実から出発をする、これが大原則であります。もちろん、その要求というのは、普遍的で正当性がなければならないというのは言うまでもありません。こういう立場から、以下、質問に入っていきたいと思えます。

まず最初に、国民健康保険事業の広域化の問題について質問をいたします。

国民健康保険の広域化の問題点については、9月議会に引き続き質問になりますけれども、厚労省は75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を3年後の2013年、平成25年に廃止し、国保法をさきの通常国会で改定し、国保を都道府県単位での運営に広域化した上で後期高齢者医療制度に加盟している8割強の約1,250万人を国保に移す新制度を示しました。

新制度案への評価を全首長1,797人に対し、回答したのは1,794人といえますので、ほとんど99.8%の人がアンケートに回答したわけですが、このアンケートを実施したのは共同通信、それに加盟する各新聞社。ここでの評価、新制度に対して評価したのは69%、賛成といえますか、うち81%が国保の広域化の必要性を指摘したとあります。反対したのは29%だったと報道しています。

国保の広域化の必要性を回答したのは81%で、うち広域化は不可欠と回答したのは56%、これも新聞に見出しとして報道されていたところであります。全首長を対象としたとありますので、当然市長にもこのアンケートの回答を求められてきたと思うんですけれども、その

中身について答弁をいただきたいと思います。

必要性を指摘した81%のうち、不可欠と回答したのが56%、さっき紹介したとおりであります。この間の一般質問で制度維持、この立場から答弁されておりますけれども、このアンケートの回答からしてどういう内容なのか、そのことをまず市長の答弁をいただきたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

御指摘のアンケートにつきましては、11月28日付で報道されたものでございまして、内容については先ほど議員おっしゃったとおりでございます。

武雄市につきましては、江原議員の質問のときもお答え申し上げましたけれども、広域化については推進すべきと。広域化でなければ、制度の安定的な運営はもう無理なんじゃないか、そういった考え方を持っておりますので、広域化については賛成をしているという立場でございます。

○議長（牟田勝浩君）

市長、補足ありますか。

〔市長「ありません」〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

あなた市長じゃないでしょう。アンケートをとったのは共同通信社であり、そこに加盟している新聞社ですね。すべての首長に対してアンケートをとったと紹介しました。それで、どうしても市長は不可欠だと、そういう回答が出てきたのが56%だと。あなたは市長としてどういう責任ある回答をしたんですかと。この質問に対してどうして部長が出てきて、このアンケートを、広域化は必要だと答弁したと、そういう権限があるんですか。私は、市長はどう答えたのかと、そこは議長、ちゃんと整理してくださいよ。私は部長の答弁は求めていません。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

日本共産党はいい政党だと思いますよ。例えば、国会で総理の所信を問うといったときに、大体あれでもんね、担当大臣、あるいは政府員が答弁するんですね。これは当たり前の話なんです。というのは、基本的には私はこの場合のアンケートというのは、行政の長として、これは政治家じゃなくて行政の長として発していることであって、そもそも論として、そして、答弁についてはすべて副市長ないしは私の決裁をとっていますので、部長の意見と

というのは私の見解と同義であると。何回かありましたけれども、部長の答弁に補足をする、あるいは修正をするといったときは、私の仕事であります。

もう一方で、どうしても私が政治家として言う必要があると。私は、市民の多くの皆様から選ばれていますので、政治家として申し上げるときは、それはもう実務家ではなくて申し上げます。今回の件はあくまでも行政の長としての立場ですので、部長が答弁するといったことで今までもしてまいりましたし、日本共産党は国会でもそれをよく守られているなど思っていて感心して見ておりますので、私はそのとおりにやっていきたいと思っております。

余り市長、市長と押しつけるようにおっしゃるといのは、私も震えますので、やめていただきたいと、このように思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私は正直に、質問通告のところに要答弁者というのを求められるんですよ。じゃあ、市長が今の立場でいかれるなら書く必要ないじゃないですか。担当者でいいじゃないですか。それは、議会の議員の一般質問というのは、市民から負託された意見、要望をしっかりと議会に反映させると。先ほど言いましたように、正当な要求をいかに実現していくかと。中長期に考えなきゃいかん問題もあります。緊急に対応しなきゃいかん問題もあります。そこら辺をわきまえた上で市長の見解を問うと、これが一般質問の中心じゃないですか。

全国の首長56%が賛成と報道されましたけれども、一方で11月18日付の全国新聞、毎日新聞ですけれども、ここでは全国の知事は保険料の格差も問題視して、47都道府県知事のうち6割を超す29都道府県が反対と答えたとあります。

賛成したのは長野県と京都、大阪、奈良、4県。佐賀県の古川知事はどちらとも言えないと、そういう答弁をした14県の中に入っております。この全国知事会のアンケートに対する回答と市町村長の回答、これが大きな開きがあるわけですけれども、一般質問当日、広域化については部長がプラス要因もあればマイナス要因もある、そういう答弁をされましたね。そういう関係で、この開きは一体何なのかという答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

佐賀県の立場ですけれども、ただいま言われましたけれども、11月28日の報道では、佐賀県についてはどちらかといえば賛成という立場であるというふうに報道もされておりますので、私どもも古川知事は広域化に向けて推進をされているというふうに理解をいたしておるところでございます。

それから、都道府県の考え方について言われましたが、まだ賛成、あるいはどちらかとい

えば賛成という割合のほうが少のうございますけれども、これはこれまで都道府県が国保について運営しているわけではございませんので、新たにこういった国保というものを都道府県が運営するということについて、まだ不安があるのかなというふうに思っておりますけれども、具体的なものについては、それぞれの都道府県に聞かないとわかりませんので、私どもで全部把握しているわけではございません。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

県知事の答弁ですからね、深くはこだわりませんが、医療財源確保といろんなこともあわせて、11月18日の毎日新聞の報道ですよ。ここに国保を都道府県が運営することへの賛否というアンケートの中身に対して、先ほど言いました賛成した4府県、反対した29都県ですね、どちらとも言えない、その中に14県あると今言いましたけれども、同じ新聞報道でもどちらかといえば賛成ですか。この集約が間違っているのかな。古川知事がどちらかといえば賛成だと。あなたもさっき新聞報道を材料に答弁されたでしょう。そこはどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

11月28日、十何日とおっしゃいましたが、私は11月28日の報道に基づいてお答えをしております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

18日と28日の10日の間に古川知事の考え方は変わったというわけですね。これは県議会を通じて確かめておきましょう。

国保というのは、もともと自営業者を中心に発足しましたね。それで創設されたわけでありましてけれども、現在は高齢者や無職の人が4割に達すると、構成階層からいいますと。さらに年齢構成でいきますと、40歳以上が全体の3分の2を占める、そういうふうに変ってきていると。武雄市では9月議会でもその前の質問でも明らかになったように、所得階層別でいきますと、所得なし階層というのが23.8%、年33万円以下の所得階層別でいいますと10.86%、すなわち所得の低い階層の人たちが全体の34%を超えて占めている。この傾向というのはどこの市町村も同じ傾向だと考えられますけれども、平成20年の1人当たりの医療費、企業の健康保険組合は13万円、きのうも質問されておりましたですね。国保は倍以上の28万2,000円ということでありまして。被保険者の構成だとか、年齢構成だとか、そういうことからいいますと、こういった協会けんぽと国保の医療費の差というのは当然出てくるかもしれ

ません。

特に、武雄の場合は65歳以上の人たちがもとの武雄市民病院を利用していたと。今はどうか分かりませんよ。そして、そういう高齢者というのは慢性疾患の人たちが多くですね。こういった地域の疾病構造に根差して国保利用者が一番多いと、もとの市民病院の状況を見ますとね。そういうことから見ますと、医療費の格差、これはスケールメリットを大きくすれば解決する問題ですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

国民健康保険の広域化につきまして、目的についてはる述べてきたわけですがけれども、現在、1,800弱の市町村がそれぞれ保険者となって運営をしているわけですがけれども、市町村の規模というのは大小があるということで、小さな団体も何百人の団体から数百万人の団体まであるわけです。そういったものがそれぞれやっていくということでは制度の安定的な運営が図れないと、こういうことになりますので、今回、広域化というものを目指して現在進められているというのが現状でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

まだ、広域化の目的はる答弁してきましたけれども、私に対してはこれからですね。さっきプラス要因、あるいはマイナス要因という答弁をされましたけれども、そのプラス要因というのは一体何なのか、これは答弁していないでしょう。あるいはマイナス要因というのは一体何が考えられるのか、このことも先ほど質問しましたけど。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

プラス要因は、制度を安定的に続けると、このことを大前提としてプラス要因というふうに考えております。マイナス、これは現在、1,800弱のそれぞれの団体が運営をしているわけですがけれども、それぞれの保険税の税率が違ったり、これは料のところもございすけれども、保険料が違ったりというところもございす。将来的にこれが全部統一をされるということになれば、保険税が上がったり下がったりというところが出てきますので、そういう意味では、団体によってはマイナスも出てくるという意味で申し上げたところでございす。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

いわば部長が言うように、このことは新聞でも報道されていますね。同一県内でも裕福な市町村国保があるし、そうでない国保も、これらを統合して財政をならすと。そして全体を強化すると。これは厚労省の長年の悲願だったと。長年の悲願といいますか、自公政権時代からずっとそういう考えがあったんでしょうね。

財政をならすことで全体を強化するということは、国保税の高いところは、あるいは安くなるのか。あるいは安いところは高くなるということになるのか。あるいはこの際、財政力強化のためには一番高いところにすべてを合わせると。この国保税の決定は県知事が決裁をし、議会に諮らなきゃならないとはなっていないでしょう。

そういうことを見ますと、いわば地方自治体から切り離すことによって住民の意見、そういったものがなかなか反映しづらい。それは住民自治、団体自治ということから見ますと、やっぱりそこは広域化することによって切り離す。私に言わせると、それは自治そのものが弱体化されていくと、そのことを指摘しておきたいと。

そこで、財政を強化する、ならすということで答弁を求めるわけですがけれども、どこの国保会計の台所も厳しいというのは、これは武雄に限らずそうだろうと思います。全国的には、市町村は一般会計から2,585億円を投入して、国保を引き上げないために、あるいは赤字を補てんするために、あるいは恒常的に運営していくために全国的には2,585億円を投入している。国保の実質的な赤字というのは、厚労省が言うように2,383億円。一般会計からの法定外繰り入れという問題については9月議会でも言いました。全国平均では1人当たり1万円をも超えてしまうと。1人当たりですよ。19年度には1人当たり8,048円だったのが20年度の決算で見ますと、これが1万134円になったと。後期高齢者医療制度で75歳以上のお年寄りを別勘定にするということで、当然値上げはしないだろう、大きく変わるだろうと言われたものの、法定外繰り入れは減るどころかふえたと、こう言われております。

佐賀県は1人当たり257円、これは佐賀県が法定外繰り入れをしているわけじゃない。県内の20市町村の中で——村はないですね。20市町の中でやっている合計が1人当たり257円。長崎に次いで下から2番目ですね。

民主党政権は、この一般会計からの繰り入れをやめさせると。国のこれまでの交付金削減を棚に上げて、これまでずっと削減してきましたね。このことを問題視するのではなくて、一般会計から繰り入れをやめなさいと。これを目的に長年の悲願だった県一本化、広域化を進めると。これが一つの広域化のねらいと言われております。

一般会計からの法定外繰り入れをしていない武雄市に対して質問するのもなんですけれども、国保税が高い、払いたくても払えない、そういう人たちが武雄市の21年決算で見ますと、1年間で滞納は1億2,125万円、単年度で。1年間国保税を払い切れないと、額でいいますとね。累計で見ますと2億8,789万3,000円。約9億円近い全体の滞納がある中で国保の滞納の占める割合が一番高いでしょう。そういう状況があるわけです。決算で見ますとね。

1,109名、払いたくても払えないという人たちが出てきています。累計で述べていきますと3,111名。こういう国民健康保険税が高いという声は何度もここで紹介をしてきましたけれども、これを広域化することによって武雄市はどういうメリットが出てくるんですか。広域化に賛成と言われましたからね。こういう現実を踏まえてきたときにどういう状況ですか。これは政治判断が必要だから市長の答弁をお願いしたいんですが。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

お答えをしたいというふうに思います。

試算、いわゆる保険料、保険税が広域化後どうなるのかということについては、これからの試算ということもございませし、これからの医療費の推計等々も踏まえて計算をしていくということになるかと思っておりますので、現在の見込みがどうなのかということもございませけれども、今のところお答えする材料はないということもございませ。

○議長（牟田勝浩君）

市長、補足はありますか。

〔市長「ありません」〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

こういう問題については一切市長は答弁しないという腹ですか。

これは実務者会議で出された資料ですか、それとも首長も入った連携会議で出された資料ですかね。ここに国民健康保険税の賦課状況、1人当たり、その1という資料があります。全県平均で見ていきますと、平成20年度、1世帯当たりで見ますと17万2,758円、全県の1世帯当たりの国保税は、一番安いところ、これが12万9,657円ですから、その平均との間にこれだけの差が出てきますね。約1.4倍ぐらいになっています。

もう1つ、じゃあ1人当たりで見るとどうか。1人当たりの賦課状況、国民健康保険税、調定額、これは平均しますと9万2,055円、一番安いところは11万1,549円——いや、一番高いところですよ。すみません、訂正します。一番安いところは7万6,437円。1人当たりにも直しても、1世帯当たりにも直しても、県内の20市町の中でこれだけの開きが出てきております。

そうすると、安いところはどうなっていくんですか。みんな頑張って、みんなが安心して払えるようにこの水準でいこうと頑張っている市、あるいは町、ここは財政をならすこと、それで財政を強化していく。これは検討項目たたき台ということで、10月12日に連携会議をやっていますね。そこで出された資料だろうと思うんですけども、そこはどうなんですか。これは事務レベルの会議だから市長は出席していませんね。たたき台として案が出ております。答弁いただきたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

実務者会議につきましては、課長級のレベルで会議をやっておりますけれども、県内の現在の保険税にばらつきがあるというのは、それは御指摘のとおりでございます、これが統一すればどうなるのかという試算をこれから始めるわけですね。その一つの材料としては議論を始めているという段階にはございますので、そういった資料もあるかというふうに思いますけれども、これが確定したわけでも何でもございませんので、まだ公表できる段階にはないというふうに思います。

ただ、一つだけ言わせていただくなれば、県内それぞれ所得の格差もありますでしょうし、それぞれの地区で応能応益割を基本としながら、例えば、有田町とかでは資産割も入れて計算をされていると。そういうのを今後どうするのかということでございますので、やり方そのものも変わってくるということになりますし、いわゆる所得の格差があるわけですが、それを統一すれば応能応益の割合もまた変わってまいりますので、基本50・50でやっている。そういったところも含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

このたたき台と一緒に出された資料を見ておきますと、武雄市に関して言いますと、1世帯で見ますと18年が15万1,361円、19年度が16万5,860円、20年度が16万9,074円、年々上がっていますね。1世帯当たりで見ますとね。これは上がっていったというのは、別に税率が変わったわけじゃありませんね。あるいは所得がぐっとふえたかと。所得がぐっとふえたかどうかという点については資料をいただきましたけれども、いわば市民税を払っている世帯がどれぐらいあるのかという問題や、所得税を払っておる世帯がどれぐらいあるのかと。その資料を前年度と比べてみても、所得が高くなって、所得割でこの1世帯当たりの金額が毎年上がっていったということは決して考えられないんです。そこはどうしてですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

毎年毎年所得というのはそれぞれの世帯で、あるいは個人で変わってもまいります。また、世帯の構成等々も変わってきておりますし、人口については若干減少しているわけですが、世帯については若干伸びていると、そういう状況もございますし、トータルで考えないといけないというふうに思いますので、ただ単に所得がふえたのかどうなのかと、全体としてですね。そういうことだけではなくて、トータルで分析を進めていきたいというふうに

思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

だから、こういう質問をしますよということで課税標準額、平成22年度分の段階別所得割に関する調べというのも課を通じていただいておりますよね。だから、所得は毎年変わるでしょう。世帯構成も変わるかもしれませんね。しかし、ここでいう例えば市町村民税を払っている人という数字も、昨年と比べて減ってきている。納税義務者がね。これは紹介しましたよね。これは市町村民税を払っている人たちの数字ですから、1万8,281人、どの層が一番多いかといいますと、100万円以下の人たちが一番多いんですよ。いわゆる収入があって、所得控除があって、勤労控除があったり、その控除額を差し引いて、それで所得として出して、それに税率を賦課するわけでしょう。

10万円を超えて100万円以下、全体の1万8,281人の中で8,963人、これが一番多いと。100万円を超えて200万円以下、5,164人。こら辺が全体の8割を占める。だから、先ほど言いましたように、この資料に基づいて昨年よりもっと所得が下がっていますよと。毎年変化するのは当然。それは上に変化したり、下に変化したりしますけどもね。そのことは通告していますので、何でこういう18年、19年、20年——18年と20年の差というのは1万8,000円からあるでしょう、1世帯当たりで見ますと。

これは私が言うのもなんですけれども、例えば、75歳以上の後期高齢者医療保険制度というのが2年前から始まりましたね。だから、国保加入者が減ったでしょう、2年前から。ですから、私があなた資料もらってないんですかと言ったのは、1人当たりの保険税を見ましても、医療分プラス後期分プラス介護分、ここにちゃんと書いてあるじゃないですか、たたき台の資料の中に。あえてさっき言いませんでしたけどね。

ですから、後期高齢者医療保険制度が始まって2年、扶養控除から外される。本人の意思とは別にね。そういう構成の変化があったでしょう。それに所得割を掛けている。ですから、こういう毎年上がってきたというのは、18、19、20年に関して言いましたけれども、この原因についてはどうなんですかということでもあります。

あわせて1人当たりにしましても毎年変わってきますので、前年比110%になっていますので、このこともあわせて資料に基づいて答弁いただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

質問の途中ですが、議事の都合上、午後1時20分まで休憩いたします。

休 憩 12時1分

再 開 13時20分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

25番平野議員への答弁から始めたいと思います。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

午前中の平野議員の御質問で、国保税の1人当たりの税額が18年度から20年度にかけて上がっていると、この原因等についてお答えをしたいというふうに思います。

すべてを網羅できるわけではございませんけれども、まず1つ上げられるのが、市町村合併を18年の3月にいたしました。これで、それぞれ違う税率だったわけですが、18年度について統一した税率を設けたというのが1点ですね。それから、さらに19年度においては税の改定を行いました。それともう1つは限度額なんですけれども、限度額についても国の基準に従って毎年限度額は上がってきたと。それをそのまま武雄市も採用してきましたので、そういったものが一つ要因としてあると思います。

そのほかには、先ほど申し上げましたとおり、世帯の構成も変わっておりますし、年によって所得が増減をします。例えて言いますと、19年度の農業所得でいいますと、転作の奨励金が19年度分は翌年度に交付をされたというようなこともあって、課税の月は1月から12月でございますので、その分が翌年度にしわ寄せになってきている。20年度は19年度より相当上がってしまったと。結果としてそういうのもございますので、いろんな要素が重なり合っこのような結果になっているというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局18年、19年、20年度の決算に基づいて県は資料を作成したわけですね。今部長が言うように、18年度市町村合併でその当時、新しい武雄市は税率9.9%、そして、均等割が2万3,000円、平等割が3万2,000円、それぞれ1市2町の税率の違い、均等割の違い、世帯割、平等割の違いと。これを一応18年度で一致させて、所得割は9.9ですけども、19年度にはこれを11%に引き上げると。そして、均等割も2万3,000円でしたけれども、2万5,800円に引き上げる。それから、平等割も3万2,000円を3万3,600円に引き上げる。これが18年、19年の違い、1世帯当たりの違い。1人当たりの金額もそうですけれども、これは一要因じゃなくて最大の要因になっていくわけでしょう。率から見ましても、金額から見ましてもね。

先ほどは世帯割について言いましたけれども、1人当たりの金額で見ましても、18年が7万4,189円で19年度が8万2,289円、そして、20年が9万9,161円、18年から20年にかけて引きますと、1万6,000円ぐらいの値上がりになっておるわけですよ。それをこの前の県の会議で検討項目たたき台ということでいろいろ論議されていますね。大きく柱から言えば、1、2、3、4。一番先に出てきたのが県の調整交付金、高収納率インセンティブ。これは、こ

の前の全員協議会のときに配られた紙ですけれども、保険税収納率目標を設定し、目標を達成した場合、その度合いに応じた県調整交付金を交付、いわば高収納率インセンティブという内容でこの前、我々の全員協議会のときには示されました。

ここでいう、こういう税率の違い、世帯当たりで見ても、1人当たりで見ましても、県内20市町村の保険者団体というのは、それぞれありますよね、高い低い。1.4倍の差がありますけれども、そうすると、ここでいう収納率の目標、同様に収納率市町にも配慮、低収納率市町にも配慮したと。導入年度は平成22年度から適用すると。平成22年度といたら、もう既にことしですよ。

ここで、どういう収納率、国、県基準を設けているのかということ聞いておきたいんですけど、収納率目標、これは大きくは全市町が国基準を達成する。国基準といいますと、ここで出てくるのは90%から92%の範囲。これはどういう地域性を考慮してあるんですか。

佐賀市は国基準が90%、そして92%というふうに2段階、3段階に分かれておりますね。91が中にありますから。そしたら、武雄の場合は国基準が91%、そして、県基準で見えますと、県基準は93%に設定すると。この93%に設定するという上でのあなた方が出席した連携会議では、地域性、低収納率市町に配慮すると。ところが、高収納率インセンティブということで書いてありますので、いわば御褒美ですか。県財政調整交付金を何というか、えさと言ったらおかしいけれども、ここまで達成すれば県財政調整交付金を上げますよということですか。

そうすると、収納率に関して言いますと、平成22年度の減額対象市町村を出していますね。平成20年度から実施ですけれども、減額対象市町、13市町と。平成21年度収納率を下回る場合、これは減額対象市町13市町。平成22年度減額非対象市町7市町、2年連続して国基準を達成した場合には、先ほど言う高収納率、よく頑張ったですねということでしょう。これは達成し切れなかった場合のペナルティーというのはどうなるんですか、そこを答弁お願いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

国民健康保険につきましては、収納率の多い少ない、これによって現在調整交付金で差を設けようという制度がございまして、武雄市はこれまでそういう意味ではペナルティーというものは受けていないわけですけれども、21年度におきましては収納率が現年度分で90%台になったというようなことで、これまでどおりでありますとペナルティーを受けるということとなりますけれども、今回、広域化に向けた県の支援策が講じられるということになりますと、この分を優遇されてペナルティーがなくなるということになります。

よって、制度的に申し上げますと、それぞれ規模別に収納率の基準がございまして、こ

れをクリアして、さらに上の段階になったという場合については、今度は県の財政調整交付金でインセンティブ、いわゆる優遇策で加算をしようというふうなことで考えておるわけですし、そういったものを現在詰めて作業しているということで、先ほど議員のほうから御指摘がありましたたき台については、そういったものを基本に考えているというところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局そこは一般会計から国保会計への法定外繰り入れをやめさせる、これが民主党政権が出した広域化のねらいの一つでもありますね。じゃあ、現実になんのかと。先ほど21年度決算の資料で指摘をしましたけれども、払いたくても払えない世帯というのが20年度決算と比べて21年度はふえていますよね。単年度で1億2,100万円、累計で2億8,700万円、収納率でいえば、これは22年の5月の段階でいえば、先ほど言いました90.6でしょう。これを県基準でいえば93%まで引き上げていかなきゃいかん。国基準でいえば、91%まで引き上げないと、2年連続して。そしたら、県財政調整交付金は幾らか上乘せしましょうと。県の基準の93%と平成22年の目標実施からいうと、90.69ですからかなり差がありますよね。

国基準を2年連続して達成した場合には、県の財政調整交付金は上げて支給しますよと。従来あったように、やれなかった場合には財政調整交付金を減らしますよと。県基準はその段階では問題にならないんですか、それが1つ。

もう1つは、これは後期高齢者医療保険制度でいいますと、後期高齢一般で毎年3,300万円、初年度3,300万円、合計しますと既に2年で6,600万円の75歳以上の後期高齢者の保険料が滞納になっていますね。これは数字でいいますと、滞納繰越分で205名。だから、これは698名の方が払えない。いわば年金から天引きされる人、今まで家族の扶養に入っていた人、これが75歳以上は別勘定にして年金から天引きすると。あるいは普通徴収である人も中にはおる。この2年で3,300万円、合計2年間で6,600万円の滞納ですけれども、これはどうなっていくんですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

収納率の目標の関係についてお尋ねでございますけれども、収納率の目標につきましては、御指摘のとおり、国基準、それから県ではもう少し細かく決めておりまして、6段階決めております。これがそれぞれの目標を、最終的には24年を目標としておりますけれども、そこを目標にやっぴいこうと。先ほど申しましたとおり、これを達成し、上乘せになった場合については、高収納率ということでインセンティブを与えよう、こういうことになっており

ます。

武雄市の場合で申し上げますと、平成21年の収納率が90.37%でありますので、新県基準でいきますと、91.5%ということで考えておるところでございます。

それから、滞納の分についてお尋ねでございますけれども、滞納等々によりまして、結果として残るわけですが、後期高齢者の分につきましては、収納したものをそのまま広域連合に上げるという形をとっておりますけれども、その分について市の負担とかいうものが出てくるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

8日に厚労省が後期高齢者医療制度にかわる新制度、これはずっと議論を積み重ねてきて、最終案を示しましたね。それは新聞でも報道されたところです。第1段階、2013年度創設を目指す。第1段階では75歳以上の高齢者のうち、サラリーマンや扶養家族は健保組合や協会けんぽなどの被用者保険に残り、大多数86%、1,250万円程度は国民健康保険に入るというふうにしている。75歳以上の国保は都道府県が財政運営をして、現役世代と別勘定にし、75歳以上の医療給付費、患者窓口負担を除く医療費、この約1割を75歳以上の保険料で負担しますと。これが第1段階ですね。政府は最終案としてこれを示しているわけですよ。

もう1つは、70歳から74歳の患者負担、この2013年、平成25年に70歳に到達した人から順次医療費の1割から2割に引き上げる。1割から2割に引き上げるわけですよ。今まで1割だった人、あるいは現役世代の収入がある人は2割、あるいは3割と区分していましたが、順次1割か2割に引き上げていくんだと、これが第1段階ですね。これはいろいろ示されてきているでしょう。我々は新聞報道でしかわかりませんが。

第2段階では75歳未満の市町村国保の財政運営も都道府県単位化するとして——いいですか、75歳未満の市町村国保の財政運営も都道府県単位化する、広域化する。2018年ですから、平成29年度にこれをやるんだということを法案に明記したと。29年まで民主党政権が維持できるかどうかわかりませんよ。しかし、広域化の願望というのは、自公政権時代からずっと悲願としてあったわけですから、民主党政権が自民党返りしたとしても、これはあれでしょう、都道府県単位に民主党がいわば露払いしておけばしやすいということになっていくわけでしょう。

だから、そういう意味で法律に明記するという事は、最終案を示したものの、これは国会論議でどうなるかわかりませんが、結局高齢者医療保険制度を温存したまま、選挙公約だ、直ちに廃止と。参議院では、民主党や社民党、我々共産党も参加しましたが、これは否決と。いわば後期高齢者医療制度は直ちに廃止ということを決めましたね。その広域

化に向けて、市町村ごとにばらばらの保険料があるから、これをならして財政力を強化するというのはさっき言われましたね。

もう1つは、保険税の収納率をこれでアップさせていくと。2つ目の目標、ねらいといいますか、医療費を適正化のもとに削減していく。市町村の税金投入解消、さっき言った法定外一般会計からの繰り入れ、これを解消させていく。そのための助言、支援を国は行くと。

現在、県が策定している医療費適正化削減計画については、新制度でも同様の仕組みを設け、推進すると。民主党政権の案ではね、民主党政府では最終案を示したと。これはどうなんですかね、技術的指導だとか、助言だとか、どういう内容なんですか。いわゆるどういふふうに中身が伝わってきていますか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

広域化の支援方針をつくりまして、最大のメリットといいますのは、収納率が落ちた団体が財政調整交付金の減額を受けないというのがまず当面の目的としてはございます。もう1つあるのは、後期高齢者医療制度ができて、いろんな議論がございまして、24年度をもって廃止になると。25年度からは後期高齢者医療に加入をされている方々のうちの約8割の方々が国民健康保険に入られるということになりますので、こういった方々のものを全部一括して都道府県で制度を構築しなさいというのが広域化の当面の目標であります。さらには、先ほど言われましたとおり、平成29年度には全体の国民健康保険事業を都道府県単位で一括運営しようというのが一昨日の新聞に出ていたかというふうに思います。

それで、広域化等の支援方針の基本の構成ですけれども、基本的な事項がございまして、広域化を進めよう。それから医療費の適正化策を、全体として適正化をしていきたいと思います。そういった策を講じるというようなことが掲げられておりまして、国保の現状、それから将来の見通しを踏まえたところで全体の財政計画、あるいは国保の運営計画を立てていこうということで考えておりまして、県の果たすべき役割というのもきちんと明確にしようというふうになっておりまして、先ほど申し上げました各市町村の収納率の目標も設定しながら、そこで収納率をどんどん上げるための策をインセンティブとか、そういったものを設けて収納率を上げていくという策を講じようというふうにございます。

さらには市町村間の連絡調整、こういったものもきちんとしていこうということで、保険税の賦課の方式、午前中も申し上げましたけれども、現在、4方式と3方式とございますけれども、そういったものを3方式に統一しましょうとか、そういったものを基本的に調整していくというのが基本的な調整の内容になっております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、この前の全員協議会の際にも税率を決める決裁、これは県知事に与えられますよね、広域化したときに。しかし、これが議会にかけるのかどうなのかという論議をしていたときに、そういう細かいことは論議していないと言っていますけど、決して細かいことじゃないんですよ。今の状況から言いますと決して細かいことではない。

ただ、今の雇用不安の状況の中で非自発的失業者に係る軽減額と。武雄市の条例の中にも、市長が必要と認めるときとか、減免とかありますよね。なかなかあかすの門になっていますけれども。しかし、ことしの4月から実施された非自発的、いわば解雇されたとか、あるいは事業所が閉鎖したとか、その軽減額については、前年所得の70%を減らすというとおかしいけれども、30%にするわけですよ。それに所得割を掛けていく。

この資料をいただきましたけれども、10月30日現在、約半年たった今日で申請者が116件ですね。該当者のほうが113件。金額にすると1,227万3,000円。1人当たり、1件当たりに直しますと、10万8,610円の年間通しての軽減につながってきたわけですね。この116件というのはどうなのかと。潜在的な非自発的失業者というのがおるんじゃないかと。これはハローワーク武雄の月報によりますと、月間有効求職者数2,042人、これはハローワーク武雄管内ですから武雄、杵島郡ですよ。新規の求職申込件数551人、有効求人倍率が0.48、就職率が40.8%、厳しいですよ。求職したんだけど、求人倍率が0.48ですから、就職できたのが40.8%、就職率といいますとね。中高年になるともっと厳しいんですよ。でも、これは潜在的な失業者というのはいないんですか。そこをちょっと聞いておきたいと思います。対象にならないのかどうか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

御指摘の非自発的失業者につきましては、議員には事前にお渡ししておりましたので、今申されたとおり、116件の申請があったと。そのうち、非該当が3件ございましたので、113人の方に対してそういった軽減措置を講じたということになっておりまして、1件当たりの軽減額で申し上げますと10万8,610円というふうになっているわけです。

潜在的にあるのかどうなのかということでございますけれども、それは確かに雇用情勢というのは非常に厳しいというふうに私ども認識をしておりますけれども、こういった制度もきちんと作り、さらにはこれを広報等で周知をして、これに軽減策が講じられる方が113件あったというのは成果でなかったかなというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、先ほどハローワークの実態を言いましたけれども、ここに第2のセーフティーネットという支援ガイドというパンフレットがあるんですけども、ここに質問を移していきたいと思います。

結局、こういう第2のセーフティーネットをつくって、制度はいいんですよ。その活用はどうかということからしますと、結局、国保の本来のあり方というのをもとに戻すということも一方でしていかなきゃいけませんね。国保の全体の収入に対する割合、国庫支出金の割合、9月の議会では28.74と言われましたね。全体の収入に占める割合か。結局、昭和59年の国保法の大改悪で、いわば医療費の45%の定率国庫負担を7割の給付費の50%に変えられたと、改悪された。その結果、実質38.5、医療費掛けるの38.5になってしまったわけですよ。

それに加えて事務費の国庫負担の廃止や保険税減額措置に対する国庫補助の廃止、助産費補助への国庫負担の削減、こういった事務的な経費も外されていく。だんだん国の責任が財政面から削減されていく。全国平均でいきますと、国保の収入の中に占める国庫支出金の割合は25%なんですけれども、武雄の場合は21年度が28.74%、この事務的経費を削減されたというのも中にはカウントされていると言いましたよね。

そう見ていきますと、結局、社会保障制度の需要の柱をなす、国民皆保険の医療保険分野の土台をなすのがこの国民健康保険制度なんですよね。この維持存続、これを維持発展させていくという意味でも国の責任を、国保法には明確になっているわけですから、させていくことが大事だというふうに思います。

と同時に、第2のセーフティーネットをつくらざるを得ないのも今の雇用情勢の悪化から来ていますね。これは全部案内すると時間がありませんので、通告は2つにしておきました。

1つは住宅手当、求職中の人、いわば失業している人がアパートを借りている。半年間は生活保護の住宅扶助の基準、武雄の場合は3級地の2ですかね。ですから2万8,200円。これを半年間、これは給付ですよ。場合によっては3カ月間延長もあり得る。これはこれでいいと思うんですよ。これもあわせて知らせていく必要がありますね。

実績を見ますと、武雄の場合、住宅手当の支給状況、去年の10月からことしの11月までの間、相談件数は8件、平成22年度4件、開始されたのは去年が6件とことしは3件でしょう。住居の確保というのは最低限必要な制度ですよ。こういう制度をいかに知らせていくか、そして、自立の方向に行政が、国が、県が援助していくのか、余りにも実績が少ないんですよ。武雄にはたくさんアパートがありますけれども、失業されている人からの相談も結構あります。

もう1つは総合支援資金貸し付け、これは貸し付けですよ。いわば失業している人、2人以上の世帯には毎月上限20万円を1年間貸し付ける。単身世帯、上限つき15万円、これを毎月貸し付けて、1年間ですよ。そして、半年間返済期間を猶予して、据え置いて、その後10

年間で払っていく。この間に求職活動を大いにやって、そして、みずから経済的に自立をしていく。そういう意味での総合支援資金貸し付けというのは、第2のセーフティーネットと言われる内容ですね。

ところが、実績を見ますと、総合支援資金の貸し付け状況は平成21年の1月から11月までの間、47件相談があって、申請が2件、貸し付けが1件と。わずか1件ですよ、武雄市管内で。保証人がつけば金利はつきません。しかし、保証人がつけられなければ、年1.5%の金利をつけますよと。15万円を1年間借りたら180万円ですよ。1.5%の金利をつければ、月2,250円の金利がつく。それでも総合支援資金貸付事業というのは対象になるわけですよ、職を持っていない人はね。1年間ですから、そのかわりに求職活動を盛んにしていく。雇用条件もよくなればいいですけどね。

こういったことが実績とその制度の差、余りにも大きいと。さきの9月の県議会では古川知事も県の社会福祉協議会に対してきちんこの活用を広げるように話をしていきたいという答弁をされています。だから、私も余り借金を進めるわけじゃないですけども、しかし、実際には仕事がないというのは、生活を支えていく上では基本のところですからね。これはぜひさっきの70%カットという非自発的被保険者に対するそういうこととあわせて知らせていく必要があるんじゃないかと。

その中で高校生の就職内定率というのは、これも極めて悪いですね。ハローワーク武雄市管内で見ますとね。平成22年度の現在、10月末段階で見ますと、就職内定率は54.6%、これは武雄市のハローワーク管内でのね。前年度で見てもやっぱり悪いですよ、ずうっとこの間の高校生の就職内定率というのは。いろんなハードルがあったんでしょうけれども、最終的には97.4%に21年度は就職されていますけどね。

こういったいかに雇用を広げていくかという上でのハローワークの実際を調べた上で、世帯を持っている人、あるいは若い人が武雄市で仕事をし、生活ができる。そういった意味での雇用条件の確保というのは大事だろうというふうに思うんです。そういうことを踏まえた上で、この間の緊急雇用について数字をいただきました。

質問しますけれども、これは16日に通過した22年度の国の補正予算2兆2,534億円の中で、自治体で活用できる内容もあります。雇用関係でいいますと、雇用、人材、貧困、困窮者に対する生活支援対策100億円、重点分野採用創造事業1,000億円、緊急人材育成支援事業1,000億円、成長分野と人材育成支援事業500億円、子育て、安心、子ども基金関係1,000億円、生活保護等支給対策2,281億円、こういった総額2兆2,534億円の補正予算が通ったわけですけども、これが従来の23年度で終了するとしていた緊急雇用創出事業、これとのかかわりではどうなっていくんですか。いわゆる23年度で一応終了しますね。22年度補正予算が通ったわけですけども、これは23年度分の財政措置として通ったんですか、そこはどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

湊野営業部長

○湊野営業部長〔登壇〕

緊急雇用の予算でございますけれども、22年度の予算が通ったということで、23年度以降については、私どもとしてもまだ把握をしていません。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうすると、22年度までの事業の財政措置として2兆2,534億円ですか。そうすると、23年度までの事業、これはまたこれに上乘せして新しく出てくるんですか。だから私聞いたでしょう。ふるさと創生事業だとか、緊急雇用対策事業だとか、2種類あったでしょう。3年間の継続事業、それぞれ性格が違いますよね。

ですから、今度通過した自治体分としてだけ言いましたよ。名称も一緒の分の中にはあります。新しい部分もあるかもしれません。これは22年度の事業の裏づけですか。これはしかも、当初武雄市議会でも論議してきた内容でしょう。そこはどうなんですか。

○議長（牟田勝浩君）

湊野営業部長

○湊野営業部長〔登壇〕

22年度に予算を通したわけですね。23年度まではその予算で事業を実施できると思います。23年までで、その後について、その部分については予算的なことはまだわかりませんので、それ以降の分についてはまだわかりません。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これまで21年、22年、23年という計画で、それぞれ名称が違いますけれども、事業を展開してきたわけでしょう。そのときに地域人材育成事業、それから緊急雇用創出基金事業に係る新規雇用云々ということでありますね、市の計画がね。この2つの事業を合計しますと、地域人材育成事業で3,806万1,329円、雇用に関しては総計1億9,834万3,000円、先ほど上げた国の予算というのは大体この規模で来るんじゃないかと。これから武雄市がこの予算を使ってどういう雇用をつくっていくのか、大事なところですから答弁いただきたいと思います。

〔市長「答弁できるわけなからうもん」〕

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

〔市長「国会で聞いてくださいて」〕

○角政策部長〔登壇〕

現段階では補正の内容をまだ十分つかんでおりません。内容が来た段階でまた検討したいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうすると、ここにいう緊急雇用創出事業、23年度予定額4,350万円というのは、この財政的な裏づけ、それからもう1つは地域人材育成事業、さっき言いましたね。23年度予定額3,800万円。もう1つは佐賀県ふるさと雇用基金事業、これが23年度、1回出ていますよね。こういった問題はこの間論議してきて、これだけの雇用を進めていく。ふるさと雇用基金事業と緊急雇用創出事業とは雇用の仕方も違いますよね。

ですから、私が言ったように、新聞報道されている国の補正予算の中で地方自治体分として出されたのを今幾つか上げましたよね。だから、従来の延長線にとらえていいんですかと。角部長はまだ全然わかりませんと言うけど、これは市からもらった資料ですよ。

どうしてこれを質問しているかといいますと、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用創出事業をいかに継続し、発展させていくかと。その事業を通じて1年ごとに契約を更新することは可能、3年までと。そしたら、3年後はもう仕事がなくなってしまうんですか。ですから、22年度の国の補正予算で地方関連分の雇用ではこういう予算が組まれましたよと。そういう関係で聞いているわけですよ。

何かおかしいですか。ちょっと整理して答弁できませんか。これはあなた方がつくった資料ですよ。23年度、こういう予算規模です、こういう仕事の内容ですというのは。

○議長（牟田勝浩君）

答弁できますか。

〔市長「通告しましょうね。ルールは守りましょうね」〕

〔25番「市長、何か言いよっと」〕

〔市長「ひとり言」〕

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

議員のほうにお渡しした資料でございますが、平成22年度申請額、平成23年度予定額と書いてありますが、平成23年度予定額につきましては、既に県が基金として持っている分を予定してあるものであって、先般、国会で通りました予算については、内容は先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長、ひとり言で「通告したとかねえ」と言われましたが、通告したからこういう資料が出てきたんでしょう。そういう突然のやみ質問みたいなことはしませんよ、私は。通告をして、こういう資料をいただいて、さらにもう1つ、答弁漏れてはいますけれども、1年1年、3年で打ち切りですよ、今の計画ではね。基金が底を突くのかどうか分かりませんが、

問題は、継続していかに雇用を発展させていくか、充足していくかということが大事なわけでしょう。地方自治体としていかに雇用をつくっていくかということが大事だろうと思うんですよ。

そこで、答弁があれば答弁していただきたいんですけども、住宅リフォーム制度につきましては、時間の関係がありますので、前回も1回質問はしましたけどね。全国で1県、1県というのは秋田県です。1県と154自治体に住宅リフォーム制度を採用して、制度化して、これが予算の4倍、5倍、大きな経済効果を上げているというのは前に質問したことがありますね。これは改めて機会をつくって質問したいと思いますので、最後の市民病院の民間移譲後の国保会計について質問をしていきたいと思います。

国保の広域化についての質問の中でも述べましたけれども、1人当たりの医療費の伸びというのはいろんな角度から見れると思うんですね。医療技術の日進月歩ということもありますし、あるいは長寿社会が進んでいくに従って医療費の分野もどんどん充実していくと。その分でいわば医療費が上がる。医療機械も高くなっていくでしょうからね。しかし、それは社会が成熟していく中で高齢化が進んでいけば、当然、社会保障の重要な柱として医療費というのはきちんと確保されていかなきゃいかん。

ところが、平成21年までの間に診療報酬が5.8%引き下げられる、市民病院のころにね。これが病院経営、診療所もそうですけれども、公立病院を運営していく上でも運営上の財政面でのマイナス要因、外的要因というのは何度もここで指摘をしてきましたね。今度の民主党政権のもとでも医療費の適正化計画、何か適正化計画といいますとどういうことなのか。医療費抑制とは言いにくいもので、医療費適正計画というわけでしょう。きちんとやっていけば、当然高齢化が進めば医療費も高くなる。いわば社会保障費も毎年自然増となるわけですからね。これはあり得る話でいいわけです。

そこで、そういうことを前提にしながら聞いておきたいんですけども、もう1つは、いわば医療費の抑制ということを見ていきますと、予防医学を徹底していくということで、特定健診や一般の基本健診など健診率を引き上げる。あるいは武雄市がやっているがんの検診についても特に力を入れていく。こういった予防を前提にした健康の保持、これは大事な点ですよ。私も佐久総合病院だとか、そういう予防が徹底されているところに視察に行ったことがあります。あるいは協力者をつくるとか、いろんなことでやっておられるわけですが、そうすると、私も例えば、胃カメラは年に1回必ずやる。大腸カメラもやる。心電図、レントゲン、そういったものをやっているわけですよ。これはレセプトを通じて市の

検診に入らなくても、検診をしたというふうにカウントされるんですね。こっちが報告しなきゃいかんのかな、これが1つ。

ですから、検診率というのがこの議会でも論議されてきました。協会けんぽの場合は職場ごとに診断——診断というとおかしいけど、検診を進めていっていますね。国保の場合も市の責任において、医師会の協力も得ながらやっていっておられます。こういう予防をいかに徹底していくかということも、本人にとっても、あるいは財政運営にとっても大切なことは言うまでもないことだと思います。

そこでお聞きしたいんですけれども、そういうことを前提にした上で武雄市民病院が民間医療法人巨樹の会に売却、移譲されたのがことしの2月ですよ。しかし、実際に池友会、和白系病院から医師が派遣されてきたというのは20年の8月以降。そここのところで入院1日当たりの平均、それから通院1日当たりの平均というのも資料をつくっていただきました。

これで見えていきますと、平成19年の6月、これはまだ市民病院として運営をしていたと思うんです。入院1人当たりの平均は2万4,711円、大町が2万516円、大体県内の市町村立病院というのは大体この程度ですよ。それは疾病構造と、あるいは2次、3次のすみ分けが進んでいけばそうなるでしょう。これが21年の6月という、まだ民間移譲が議会でも随分論議をされていたときですよ。この21年6月というのは、入院1日当たりの平均を見ますと4万5,664円、嬉野医療センターというのは2次、3次を県が目指しているわけですが、この嬉野の医療センターで5万361円ですね。大町の町立病院が2万378円、あそこは規模が小さいということもあるでしょうけれども、こういった入院1日当たりの平均を見ますと、ぐんと上がっておるわけですよ。平成20年の12月、平成21年6月、これを加えてみますとね。

そして移譲後、2月からずうっと8カ月超えたわけですが、入院1日当たりの平均は3万8,412円、これは——あと5分ですか。そしたら、急いで答弁も準備していただきたいんですけれども、最高限度額で、いわば高額療養費の件数、これも資料をつくっていただきました。

これが19年、20年、21年というふうに3年間を通して高額療養費の件数というのが出ております。いわば8万5,000円の最高部分と非課税世帯の3万5,000円ですか、ちょっと金額が間違っているかな。これを両方分けてというのはなかなか難しいけれども、そういう限度額の対象件数というのはわかるということで出してもらったんですけれども、平成19年といえば武雄市民病院のころですよ。これが件数としては5,008件、金額に直しますと3億2,888万円、平成20年が6,416、金額にして3億8,791万8,000円、平成21年を見ますと、ぐんと上がって7,124ですから、平成19年と21年を比較しますと対象件数は2,100以上ふえている。これは医療技術の進歩だとか、そういうことを前提に話をするといいましたからね、そうした上ででもふえている。金額にしますと1億1,000万円ふえているわけですね。

こうなると、国保会計に与える影響も一方で出てきますね、高額医療の問題が出てくると。そして、個人の負担もふえてくる。そういう点での関係で見えていくと、これはどうなんでしょう。というのは、広域化の問題でいわば高額療養制度についても、幾らにするかという案が出ているでしょう。30万円にするか、20万円にするかという案が出ていますよね。30万円にした場合に武雄にどう影響が出てくるのかというのがあります。——これでやめろというあれですか。

○議長（牟田勝浩君）

この前確認しましたように3回で終わりです。もうベテランですから。

○25番（平野邦夫君）（続）

じゃあ、今3つのことを質問しましたので、答弁してください。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、最悪の質問ですよ。本当に高度医療を受けるなということなんですかね。高い、高いとおっしゃっていますけど、ちゃんと数字は引用したほうがいいですよ、本当。

武雄市民病院が確かに21年6月に4万5,664円に上がって、21年の12月には3万4,396円に下がって、6月には3万8,412円に下がっている。これをおっしゃらないと。それで、嬉野、佐賀大学医学部附属病院と比べると、もうはるかに安いんですよ。入院1人当たりの平均を見ても、通院1人当たりの平均を見ても。この議論の延長でいくと、やはり我々は今、本来なら今までの武雄では助からない命を助けているわけですよ。これは皆さんの親戚とか知人とかいらっしゃると思いますよ。

なおかつ、今までは例えば佐賀大学の医学部に行かなきゃ治らなかった、あるいは九州大学の医学部に行かなきゃ治らなかったという人たちが今何人新武雄病院で助かって、私もかなりこれは言われますよ。

〔25番「議長、時間がないからもう」〕

いや、とにかくね——それと、さっきやみ質問ということをおっしゃいましたけれども、やみ質問ですよ。通告に資料要求はあったかもしれないけれども、例えば、23年度をどうするとかといったことについては我々は聞いていませんので、それはちゃんとルールにのっとってやってほしいなど、このように思っています。ルールは守りましょう。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

〔25番「何がやみ質問ですか。ちゃんと報告しているでしょう、通告内容というのは」〕

〔市長「やみ質問です」〕

[25番「何がやみ質問ですか。言葉を慎みなさいよ。はいどうぞ。最後1点ありましたよ、最後に」]

○古賀くらし部長〔登壇〕

高額療養費の関係で御質問です。

高額療養費につきましてふえているという御指摘ですけれども、いろんな要因があるのかというふうに思っております。

1つは、所得の伸びがないと。経済的に非常に厳しい状況であるということから、高額療養費につきましては、所得によって限度額に差があるということは議員御承知のとおりですけれども、所得が非課税世帯の場合は、例えば、年齢で違いますけれども、70歳未満の方であれば住民税の非課税世帯で3万5,400円と、それから、一般の所得の方については15万円というようになっておりますので、所得が下がることによって対象者がふえると。ふえたことによって総額がふえるというようなことも考えられますので、一概には言えないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

[25番「誤解のないように、私はやみ質問なんかはしていません。それから、これは市がつくった資料に基づいて質問しています。ですから、数字をごまかしたりなどもしていません。具体的事実に基づいて質問しておりますので、最初と最後だけ市長が答弁するというのはね、それこそ正々堂々とやっていきましょうよ。以上で終わります」]

[市長「頑張ってください」]